

1. 議事日程第1号

(平成22年第5回大口町議会定例会)

平成22年6月3日
午前9時30分開議
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第39号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから、議案第44号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)まで(提案説明)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	齊木 一三
11番	吉田 正輝	12番	木野 春徳
13番	倉知 敏美	14番	酒井 久和
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地 域 協 働 部 長	近 藤 定 昭
健 康 福 祉 部 長	村 田 貞 俊	建 設 部 長	野 田 透
総 務 部 長	小 島 幹 久	生 涯 教 育 部 長	三 輪 恒 久
会 計 管 理 者	星 野 健 一		

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 河合 俊 英

議会事務局長
議次

佐藤 幹 広

開会及び開議の宣告

議長（酒井久和君） ただいまから平成22年第5回大口町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（酒井久和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番 田中一成議員、3番 柘植満議員を指名いたします。

会期の決定

議長（酒井久和君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より6月17日までの15日間としたいと思ます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの15日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しました会期日程のとおりであります。

諸般の報告

議長（酒井久和君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の4月分について報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、愛知私学助成をすすめる会会長 中川初枝氏ほか2団体の連名により「私立高校生に対する授業料助成の堅持・拡充を求める陳情書」が提出されましたので、文教福祉常任委員会へ送付いたしました。

春の自治体キャラバン実行委員会代表 樽松佐一氏から「働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書」が提出されましたので、総務建設常任委員会に送付いたしました。

以上2件の陳情書の写しは、お手元に配付いたしております。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めておりますので、報告をいたします。

次に、お手元に配付いたしております報告第1号 平成21年度大口町繰越明許費繰越計算書につきましては、総務部長より報告を願います。

総務部長。

総務部長（小島幹久君） それでは、議長さんの指名をいただきましたので、報告第1号 平成21年度大口町繰越明許費繰越計算書について、報告させていただきます。報告書につきましては、議案と同時に事前配付されておりますので、お願いいたします。

平成21年度大口町繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。横長の様式になっております。一般会計で9件ございます。

まず、款2.総務費、項1.総務管理費、電子計算運用事業で子ども手当システム創設費用であります。3月補正（第9号）で714万円を繰越明許設定し、その全額を繰り越しました。その財源につきましては、ごらんのとおりであります。

次に、款4.衛生費、項1.保健衛生費、予防事業で新型インフルエンザ予防接種費用であります。4月以降も補助金による接種対象となったため、3月補正（第9号）で繰越明許設定した36万円を繰り越したものです。

次に、款8.土木費、項2.道路橋りょう費、道路整備事業、これは町道豊三線で堀尾橋の整備工事遅延の影響により992万2,500円を繰り越したものです。

次に、同じく款8.土木費、項2.道路橋りょう費、道路整備事業です。これも町道豊三線における用地購入と物件補償費ですが、樹木等の移転が年度内に行えなくなったため343万5,619円を繰り越しました。

次に、款8.土木費、項2.道路橋りょう費、橋りょう整備事業で堀尾橋のけたの製作に計画以上の時間を要したため4,494万円を繰り越したものです。

次に、款9.消防費、項1.消防費、災害対策事業でJアラート更新が国が作成する仕様書提示が予定よりおくれたため524万7,000円を繰り越すものです。

次に、教育費の小学校運営事業費で教材備品購入費ですが、発注が集中し品薄となり、年度内納品が困難となり206万5,476円を繰り越すものです。

次に、同じく明日の学校づくり施設整備事業で南小学校建設工事実施設計委託料ですが、昨年11月の第11回臨時議会補正（第6号）で繰越明許設定した6,051万円のうち1,426万円を繰り

越すものです。

最後に、款10.教育費、項3.中学校費、中学校運営事業で教材備品購入費ですが、小学校運営事業と同様の理由で42万9,324円を繰り越いたしました。以上であります。

議長（酒井久和君） 以上で諸般の報告を終わります。

議案第39号から議案第44号までについて（提案説明）

議長（酒井久和君） 日程第4、議案第39号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから議案第44号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。提出者より提案理由の説明を求めます。

森町長。

町長（森 進君） それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

まず議案第39号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が平成22年6月30日に施行されることに伴い、この条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第40号 大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成22年6月30日に施行されることに伴い、この条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第41号 大口町民安全安心条例の制定についてであります。大口町まちづくり基本条例第3条に規定するまちづくりの基本的な考えに基づき、それぞれの責任と役割のもと、協働して町民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第42号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ2,366万円を増額し、73億2,726万1,000円とするものであります。

次に、議案第43号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ440万5,000円を減額し、8億9,279万5,000円とするものであります。

最後に、議案第44号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ997万2,000円を減額し、7億7,027万円とするものであります。

以上、6議案についての提案説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、担当部長の方から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（酒井久和君） 議案第39号及び議案第40号について、総務部長、説明を願います。

総務部長（小島幹久君） 議長さんより御指名をいただきましたので、最初に議案第39号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

議案の方に改正要旨がつけてありますので、議案の最後のページ、裏面になりますが、4ページをお開きください。

今回の条例改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の公布を踏まえ、育児を行う職員の時間外勤務の負担を軽減することで、仕事と育児の両立を図るため、本条例の一部改正を行うものであります。

その概要を新旧対照表で説明させていただきますので、議案2ページをお開きください。

第8条の3、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限でございます。

ここに、第2項として、3歳に満たない子を持つ職員がその子を養育するために、従来の深夜勤務の制限に加え、今回、時間外勤務の制限に係る請求をした場合、任命権者は公務の運営に支障がないと認めれば時間外勤務をさせてはならないこととする項を加えたものです。他の部分の改正は、この第2項の新設に伴う項番号及び引用規定等の整理を行っています。

1ページにお戻りください。

附則、1．この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。2．この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に、改正後の大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求、または施行日以後の日を時間外勤務の制限の開始日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、町長の定めるところにより、これらの請求を行うことができると定めたものです。

次に、議案第40号 大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、その内容を説明いたします。

こちらにも改正要旨がつけてありますので、8ページをお開きください。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正を踏まえ、急速な少子化に対応し、家族を構成する男女がともに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図れる勤務環境を整備するため、本条例の一部改正を行うものです。

改正の概要は、育児休業等を取得することができない職員の範囲の見直しです。育児休業は、男性職員については子の出生の日から、女性職員については産後休暇（8週間）の終了日の翌日から、子が3歳に達する日まで取得することができます。従来、配偶者が常態として子を養育できる場合は、育児休業、育児短時間勤務、部分休業を取得することができなかったわけですが、改正後は、配偶者の養育状況にかかわらず、育児休業、育児短時間勤務または部分休業

の取得が可能となります。すなわち、配偶者が子育て専業主婦であったり、育児休業を取得していても取得できるように改正するものです。

もう一つの改正点は、育児休業の再度の取得が可能となるものです。従来、育児休業の取得は、配偶者の疾病等により子を養育することができないなど特別の事情がある場合を除いて1回に限られていましたが、育児休業等計画書を提出することにより、特別の事情がなくても複数回の育児休業の取得が可能となるよう改正するものです。

それでは、新旧対照表で主な改正点の説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

第2条、育児休業をすることができない職員。ここでは5号、6号を削ることにより、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業を取得することができるよう改正する規定の整理を行っています。

次に、第2条の2、育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間。ここでは、出生の日から57日間以内に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がなくても再び育児休業をすることができることを規定しています。

次に、第3条、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情ですが、ここでは、次ページ記載の第4号で夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後、3ヵ月以上経過した場合に再度の育児休業をすることができることとする改正を行っています。そのほかに、規定や字句の整理等を行っています。

次に、第5条、育児休業の承認の取り消し事由。ここでは、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取り消し事由には当たらないこととする改正を行っています。

第9条、育児短時間勤務をすることができない職員。ここでは5号、6号を削ることにより、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができることとする改正及び規定と字句の整理です。

次に5ページに移ります。

第10条、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情。ここでは、第5号で夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出し、最初の育児短時間勤務をした後、3ヵ月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができることとする改正と、1号、4号は規定の整理です。

次に6ページに移ります。

第13条、育児短時間勤務の承認の取り消し事由。ここでは、職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に、職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取り消し事由に当たらないこととする改正。

第19条、部分休業をすることができない職員。ここでは、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることとする改正です。

7ページに移りますが、20条は規定の整理となっています。

2ページにお戻りください。

附則、1．この条例は、平成22年6月30日から施行する。2．この条例の施行の日前に改正前の大口町職員の育児休業等に関する条例第3条第4号または第10条第5号の規定により、職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の大口町職員の育児休業等に関する条例第3条第4号または第10条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

以上で議案第39号、議案第40号の内容説明を終わります。

議長（酒井久和君） 続いて議案第41号について、地域協働部長、説明をお願いします。

地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 改めて、おはようございます。

議長さんの御指名を受けましたので、議案第41号 大口町民安全安心条例の制定について提案説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

大口町民安全安心条例。この条例は、第1条の目的に明記されておりますように、町、町民、事業者、各種団体その他関係する機関等が、大口町まちづくり基本条例第3条に規定するまちづくりの基本的な考えに基づき、町の責務並びに町民及び事業者の役割のもと、協働して取り組みを進めることによって、町民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的としております。

次に、条文ごとに御説明申し上げます。

第2条関係につきましては、この条例における用語の定義を定めております。

第3条につきましては、大口町が町民、事業者、各種団体等と連携して、この条例の目的を達成するための施策を策定するとともに、実施することを規定するものであります。

2ページをお願いいたします。

第4条関係につきましては、町民の皆さんが、この条例の目的を達成するための取り組みについて規定するものであります。

第5条関係につきましては、事業者の皆さんが、この条例の目的を達成するための取り組み

について規定するものでございます。

第6条関係につきましては、町民、事業者及び各種団体が安全で安心なまちづくりのために自主的な活動の推進をし、町はその活動を支援することを規定するものでございます。

第7条関係につきましては、町、町民、各種団体その他関係する機関等は、安全で安心なまちづくりを推進するための具体的な取り組みを掲げております。

3ページをお願いいたします。

第1号は犯罪の防止、第2号は交通安全の推進。4ページをお願いいたします。第3号は火災及び災害の予防について、それぞれの取り組む事項を定めたものでございます。

5ページをお願いいたします。

委任。第8条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則、第1項、この条例は、公布の日から施行する。第2項、この条例の制定に伴い、既存の大口町交通安全条例は廃止をいたします。

以上で、議案第41号 大口町民安全安心条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（酒井久和君） 続いて議案第42号から議案第44号までについて、総務部長、説明をお願いします。

総務部長。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第42号から44号までの補正予算を説明させていただきます。

今回の補正予算は、4月の人事異動や昇格・昇給等に伴う給与等人事関係の補正が多くを占めております。特別会計43号、44号につきましては、この給与等人件費関係のみですので、総務部長の私から説明をさせていただきます。

最初に、議案第42号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第2号）について、その内容の説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入、款13.国庫支出金、項2.国庫補助金、目2.衛生費国庫補助金、補正額は727万7,000円の減額であります。これは、妊婦健康診査補助金が県を經由して交付されるため組み替えるものです。

款14.県支出金、項2.県補助金、目2.民生費県補助金10万円の増額であり、子育て支援対策基金事業費補助金の追加で備品購入に充てるものであります。

次の目3.衛生費県補助金は727万7,000円の増額で、さきに説明した国庫補助金からの組み替えであります。

目4.労働費県補助金、補正額として809万1,000円の増額であり、緊急雇用創出事業基金事業費補助金の追加をお願いするものであります。

同じく款15.財産収入、項2.財産売却収入、目1.不動産売却収入、補正額として526万2,000円の増額であります。これは廃道敷として普通財産に移管された秋田四丁目42番2の土地、190平方メートルを株式会社三翔に売却するものです。

款17.繰入金、項1.基金繰入金、目2.ふるさとづくり基金繰入金、補正額は500万円で、まちづくり道具箱整備事業に充てるため追加するものです。

款19.諸収入、項3.雑入、目4.雑入、補正額として520万7,000円の増額であります。その内容は、総務費雑入に、団員退職者確定による消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員退職報償金を追加し、下小口区及びさつきヶ丘区に係る財団法人自治総合センターから交付されるコミュニティー助成事業助成金を加えるものであります。

次に歳出です。1枚めくっていただきたいと思います。

9ページ、10ページをお願いします。

款1.議会費、項1.議会費、目1.議会費、補正額は15万2,000円の減額で、人事異動に伴う調整です。

款2.総務費、項1.総務管理費、目1.行政管理費1,019万5,000円の増額です。その内容は、次のページの11ページ、12ページをお開きください。6.行政対応事務事業として、新たに公の施設指定管理者評価委員会委員報償金8万9,000円が計上してあります。これは、指定管理を職員以外の第三者の方にも評価してもらおうと創設するものであります。その他、人事異動に伴う調整です。

同じく目2.政策推進管理費1,475万7,000円の減額であります。人事異動に伴う職員減等の調整です。

同じく目8.住民自治費342万8,000円の減額です。その内容は、次ページにまたがりませんが、3.地域自治推進事業に新たに財団法人自治総合センターコミュニティー助成事業として410万円を計上するもので、下小口区とさつきヶ丘区のコミュニティー備品整備に特定財源を活用して助成するものです。その他は人事異動等に伴う職員減等の調整です。

同じく目11.地域振興費、補正額として589万1,000円の増額であります。その内容は、4.まちづくり活動推進事業において、ふるさとづくり基金から500万円繰り入れ、NPO法人共生ホーム結が申請する富山型デイサービス改修事業に備え、まちづくり道具箱整備事業を計上するものです。その他は人事異動に伴う調整です。

同じく項2.徴税费、次ページ、15ページ、16ページの項3.戸籍住民基本台帳費、項6.監査委員費についても人事異動に伴う調整です。

次に17、18ページをお開きください。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費、補正額は8万2,000円の減額であります。これは、人事異動により社会福祉協議会へ派遣している職員が異動したことに伴い、人件費相当の補助金を調整するものです。その他も人事異動に伴う調整です。

同じく目2.高齢者福祉費、補正額626万7,000円の増額です。これも人事異動による調整で、コミュニティー・ワークセンターへ職員が派遣されたことに伴う人件費相当分の補助金の追加、及び介護保険特別会計職員と一般会計職員との配置移管により介護保険特別会計繰出金を減額するものです。

次ページ、19、20ページをお開きください。

目4.福祉医療費、目5.国民年金費については、共済組合負担金の負担率が上がったため追加するものです。なお、人事異動等に伴い調整する中で、今回の補正予算の共済費すべてにおいてそのように積算されております。

項2.児童福祉費、目1.児童福祉総務費、補正額886万9,000円の減額であります。3.子育て支援事業においてインフルエンザ感染防止用の貸し出し用加湿器を、大口幼稚園の教室増のため、子育て支援対策基金事業費補助金を財源として1台を追加購入するものです。その他は人事異動に伴う調整です。

次の目3.児童センター費についても加湿器を4台購入するもので、児童クラブも補助対象となったため計上するものです。

目4.保育園費、補正額168万3,000円の増額は人事異動等に伴うものです。

次ページ、21、22ページをお願いします。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目1.保健衛生総務費、補正額925万1,000円の増額であります。

同じく目3.母子保健費は、妊婦健康診査に係る国庫補助金、県費補助金の財源補正です。

23、24ページをお願いします。

目4.環境衛生費51万円の減額で人事異動に伴うものです。

すみません、21ページ、22ページにお戻りください。

健康文化センター管理事業費に445万円について説明を漏らしましたので、説明をします。こちらの方は修繕業務設計委託料ということで修繕料ですが、冷暖房装置の経年劣化により健康文化センターの方でふぐあいが生じておりますので、今回上程させていただきます。失礼しました。

それでは、23ページ、24ページで、項2.清掃費、目1.塵芥処理費950万円の減額です。可燃ごみ収集袋作成業務の入札結果により残額が生じたものです。

款5.労働費、項2.失業対策費、目1.一般失業対策事業費、補正額809万1,000円の増額であり

ます。その内容は、県の緊急雇用創出事業基金事業費補助金を活用し、一つには道路標識、カーブミラー、消火栓等の現地確認及び台帳のデータ化を委託するものです。もう一つは町駐輪場の整理と街頭監視活動を委託するものです。

款6.農業費、項1.農業費、目1.農業委員会費88万4,000円の増額で、農地情報管理システムのプログラム修正委託料です。

次ページ、25、26ページに移ります。

目2.農業総務費、次の中段になりますが、款8.土木費、次の款4.都市計画費、目1.都市計画総務費は、いずれも人事異動等に伴う調整であります。

次ページの27、28ページに移ります。

目5.都市計画事業基金費3万9,000円の増額は、平成21年度都市計画税滞納繰り越し分で徴収できた金額を基金に積み立てるものです。

目6.下水道費997万2,000円の減額は、人事異動に伴う特別会計と一般会計との職員移管による調整であります。

款9.消防費、項1.消防費、目1.非常備消防費110万7,000円の増額ですが、消防団員退職者の確定に伴う補正で5名分であります。財源は消防団員退職報償金となっております。

款10.教育費、項1.教育総務費、目2.事務局費2万1,000円の増額で人事異動等に伴うものであります。

次ページ、29、30ページをお願いします。

項3.中学校費、目1.学校管理費47万円の増額ですが、これは丹葉地方教育事務協議会の委嘱を受け、大口町が平成22年、23年度の2ヵ年で研究し発表するもので、各市町持ち回りで委嘱され、今回は初年度経費を計上するものです。

項4.学校給食費は、共済組合負担金の負担率が上がったため4万7,000円追加するものです。

項5.社会教育費、次ページの項6.保健体育費についても人事異動に伴う調整であります。

31、32ページ最後の予備費です。202万3,000円の減額は財源調整を行ったものです。

33ページから38ページには給与費明細書が載せてあります。

以上で、議案第42号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第2号）について提案説明を終わります。

続いて、議案第43号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入、款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目3.その他一般会計繰入金440万5,000円の減額であり、職員給与費等繰入金の減額によるものです。

次に歳出です。

次ページ、8ページ、9ページをお開きください。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額440万5,000円の減額であり、人事異動に伴い、介護保険特別会計職員として地域包括支援センターに配属されていた保健師が一般会計職員として移管されたことによる調整であります。

10ページから13ページにかけては、大変申しわけありませんでしたが、表題部分を記載しておりませんのでわかりづらいかもかもしれませんが、給与費明細書となっております。

以上で、議案第43号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案説明を終わります。

続いて、議案第44号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入、款4.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.一般会計繰入金997万2,000円の減額です。

次に歳出ですが、次ページ、8、9ページをお開きください。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額997万2,000円の減額です。この補正も人事異動に伴い、公共下水道事業特別会計から一般会計へ移管した職員分の調整が主なものとなっております。

10ページから13ページにかけて給与費明細書が載せてあります。

以上で、議案第44号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を終わります。

議長（酒井久和君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

散会の宣告

議長（酒井久和君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は議案精読のため休会とし、6月7日月曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは、明日4日の正午となっております。時間厳守にてお願いをいたします。

（午前10時10分）

